

「外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行等に関する実務研究会」 運営要綱

第1 目的

外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるための「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成21年法律第77号）等が、平成21年7月15日に公布されたところである。

今後、施行に向けて様々な準備作業を行う市町村が新制度へ円滑に移行することができるよう、市町村の実務担当者、情報システム関係者などにより、制度的・技術的な観点から、実務上の課題について検討を行うこととする。

第2 名称

本会合は、「外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行に関する実務研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

第3 検討内容

- (1) 現行制度から新制度への移行作業及び改正法施行後の運用に関する課題
- (2) 市町村のシステム改修、法務大臣と市町村長との情報のやりとりに関する課題

第4 構成

研究会は別紙のメンバーをもって構成する。

第5 運営

- (1) 総務省自治行政局市町村課長が研究会を主宰する。
- (2) 総務省自治行政局市町村課長は、必要があると認めるときは、関係団体等に研究会への出席を求め、意見を聴取すること及び説明を求めることができる。
- (3) 会議は公開しないが、研究会終了後、配布資料（一部を除く）を公表する。また、速やかに議事概要を作成し、これを公表するものとする。

第6 その他

研究会の庶務は、総務省自治行政局市町村課外国人住民制度企画室が行う。